

送・配水管工事の入札執行方法について

平素は、奈良市上下水道事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度からの市内建設工事入札参加資格者を対象にした希望登録業種「送・配水管工事」の入札執行方法について、平成30年度に既に通知しているとおり、入札参加を希望される事業者は、水道施設工事業の建設業許可の取得及び水道施設工事の総合評定値の取得が必要となりますが、格付等の方法については未定としていました。

このたび、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

	平成30・令和元年度	令和2・3年度	令和4年度以降(予定)
希望登録業種	送・配水管工事	送・配水管工事	送・配水管工事
必要な建設業許可	土木工事業	水道施設工事業	水道施設工事業
必要な総合評定値	土木一式工事	水道施設工事	水道施設工事
奈良市指定給水装置工事業業者登録の有無	「あり」	「あり」	「あり」
格付け	「あり」	「あり」	「あり」
入札方法	「土木一式工事」の総合評定値に基づいて4つの発注区分に分け、制限付一般競争入札（事後審査）により執行。	「土木一式工事」もしくは「水道施設工事」の総合評定値に基づいて複数の発注区分に分け、制限付一般競争入札（事後審査）により執行。	「水道施設工事」の総合評定値に基づいて複数の発注区分に分け、制限付一般競争入札（事後審査）により執行。
経過措置	なし	格付けにおける総合評定値は、「土木一式工事」もしくは、「水道施設工事」の高い方の値を採用。	なし